

特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 千葉県千葉市若葉区桜木5-4-22 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の医療機関、医療従事者および生活者に対して、医療に対する啓発活動や円滑に医療を享受できるネットワークの構築および各種の情報提供を通じ、地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域における医療ネットワークの構築事業
 - ② 医療に対する啓発活動
 - ③ 医療関係者を対象とした研修会等開催事業
 - ④ 上記に関連する情報提供事業
 - ⑤ その他第3条の目的達成のために必要とする事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下『法』という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、会の運営に積極的に参加する個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同し、様々な形で実際の活動を行う個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的及び活動に賛同し、主として財務的な支援を目的として入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由と付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、議会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終わるまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなけ

ればならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、議会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、報酬及び弁済費用
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選出
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その議会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の議会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員の代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長が任命し、これに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の理事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に参加できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する

資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第46条 議決後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選出)

第52条 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|-----|-------|
| 理事長 | 齋藤 康 |
| 理 事 | 遠山 正博 |
| 同 | 岩淵 明弘 |
| 同 | 田中 毅 |
| 同 | 大木 寧 |
| 監 事 | 田村 修二 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から32年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、設立の日から31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | | | | |
|-----|---------|----|---------------|----|----------------|
| (1) | 正会員入会金 | 個人 | 0円 | 団体 | 0円 |
| | 正会員年会費 | 個人 | 0円 | 団体 | 0円 |
| (2) | 活動会員入会金 | 個人 | 0円 | 団体 | 0円 |
| | 活動会員年会費 | 個人 | 0円 | 団体 | 0円 |
| (3) | 賛助会員入会金 | 個人 | 0円 | 団体 | 0円 |
| | 賛助会員年会費 | 個人 | 10,000円(1口以上) | 団体 | 100,000円(1口以上) |

(設立認証申請)

役員名簿

特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会

| 役名 | ふりがな 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|-----|--------------------|--------------------------|-------|
| 理事長 | さいとう やすし 齋藤 康 | 千葉県千葉市中央区葛城2丁目4番2 2号 | 無 |
| 理事 | とおやま まさひろ 遠山 正博 | 東京都世田谷区上馬5丁目14番17 号 | 無 |
| 理事 | いわぶち あきひろ 岩渕 明弘 | 千葉県佐倉市鏑木町1丁目3番地1 | 無 |
| 理事 | たなか つよし 田中 毅 | 千葉県我孫子市南新木4丁目8番地の 8 | 無 |
| 理事 | おおき やすし 大木 寧 | 千葉県匝瑳市椿1665番地3 | 無 |
| 監事 | たむら しゅうじ 田村 修二 | 千葉県我孫子市つくし野3丁目1番4 08号 | 無 |

(設立認証申請)

設 立 趣 旨 書

平成30年8月6日

特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会

1 設立の趣旨

少子高齢化の進展に向け、各都道府県には地域医療構想の策定が義務化されています。千葉県においても、限られた医療・介護資源を効果的・効率的に活用し、県民が地域において安心して質の高い医療・介護サービスが受けられるよう、医療機関の病床機能の分化と連携の推進を目的とし、地域医療構想が進められています。

2025年には千葉県の75歳以上人口は100万人を超えることが見込まれており、それに伴い、回復期機能及び慢性期機能にかかる病床が不足し、在宅医療等に係る患者数が増加することが予想されています。

今後、地域の実情に応じて必要な医療が提供されるためには、医療機関の役割分担の促進や在宅医療の推進及び疾病ごとの医療連携システムの構築、県民の適切な受療行動と健康づくりなど、様々な施策を講じる必要があります。

そこでこの法人は、地域の医療機関、医療従事者および生活者に対して、医療に対する啓発活動や円滑に医療を享受できるネットワークの構築および各種の情報提供を通じ、地域医療の向上に寄与することを目的とし、設立します。

地域における医療ネットワークの構築事業や医療に対する啓発活動は営利目的ではなく、活動の拡大や継続には多くの自治体・市民の方々に参画して頂くことが不可欠です。そのため、特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考えました。

我々はそれらの活動を通じ、地域の医療を明るくすることを目指します。

2 申請に至るまでの経緯

平成30年1月 準備委員会発足

平成30年8月 設立總會開催

設立当初の事業年度の事業計画書
法人設立の日から平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会

1. 事業実施の方針

初年度は、地域における医療ネットワークの構築事業として、みまもりあいプロジェクトの普及活動や医療用古紙リサイクル活動を行ない、地域住民・医療関係者との関係強化に努める。

また、市民公開講座や地域包括ケア研修会を計画し、未病対策や治療脱落防止等、地域医療の向上を目指す。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実地予定 日時 | 実地予定 場所 | 従事者の 予定人数 | 受益対象者の範 囲及び予定人数 |
|---------------------|----------------------|------------|------------|--------------|--------------------------|
| 地域における医療ネットワークの構築事業 | みまもりあいプロジェクト 普及活動 | 随時 | 県内 | 5人 | 不特定多数 |
| 医療に対する啓発活動 | 市民公開講座 | 随時 | 県内 | 5人 | 不特定多数 |
| | 母子健康包括支援活動 | 随時 | 千葉市内 | 3人 | 不特定多数 |
| 医療関係者を対象とした研修会等開催事業 | 地域包括ケア研修会 | 随時 | 県内 | 3人 | 地域包括ケアに 従事する医療関 係者 |
| | 医療用古紙リサイクル | 随時 | 県内 | 15人 | 薬局経営者 |

(2) その他の事業

今年度実施予定なし

平成31年度の事業年度の事業計画書
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会

1. 事業実施の方針

平成31年度は、昨年度構築した医療関係者とのネットワークをさらに広げ、医療関係者を対象とした研修会等開催事業の規模を拡大する。

また、市民公開講座・みまもりあいプロジェクトの活動を通じ、地域医療の更なる向上を目指す。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 | 事業内容 | 実地予定 日時 | 実地予定 場所 | 従事者の 予定人数 | 受益対象者の範 囲及び予定人数 |
|---------------------|----------------------|------------|------------|--------------|--------------------------|
| 地域における医療ネットワークの構築事業 | みまもりあいプロジェクト 普及活動 | 随時 | 県内 | 5人 | 不特定多数 |
| 医療に対する啓発活動 | 市民公開講座 | 随時 | 県内 | 5人 | 不特定多数 |
| | 母子健康包括支援活動 | 随時 | 千葉市内 | 3人 | 不特定多数 |
| 医療関係者を対象とした研修会等開催事業 | 地域包括ケア研修会 | 随時 | 県内 | 3人 | 地域包括ケアに 従事する医療関 係者 |
| | 医療用古紙リサイクル | 随時 | 県内 | 15人 | 薬局経営者 |

(2) その他の事業

今年度実施予定なし

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から平成31年3月31日まで
 (法人名称) 特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会
 (単位:円)

| 科目 | 特定非営利活動 に係る事業 | その他の事業 | 合計 |
|--------------|------------------|--------|---------|
| I 収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | | | |
| 活動会員受取会費 | | | |
| 賛助会員受取会費 | | | |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 1000000 | | 1000000 |
| 2. 事業収益 | | | |
| 医療用古紙リサイクル収益 | 300000 | | 300000 |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 100 | | 100 |
| 雑収益 | 100 | | 100 |
| 収益計 | 1300200 | 0 | 1300200 |
| II 費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| 会議費 | 150000 | | 150000 |
| 旅費交通費 | 50000 | | 50000 |
| 事務消耗品費 | 10000 | | 10000 |
| 印刷経費 | 160000 | | 160000 |
| 講演手数料 | 50000 | | 50000 |
| 雑費 | 50000 | | 50000 |
| 支払寄付 | 300000 | | 300000 |
| 事業費計 | 770000 | 0 | 770000 |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | | | 0 |
| 人件費計 | 0 | | 0 |
| (2) その他経費 | | | |
| 通信費 | 100000 | | 100000 |
| 旅費交通費 | 20000 | | 20000 |
| 印刷経費 | 15000 | | 15000 |
| 雑費 | 10000 | | 10000 |
| その他経費計 | 145000 | | 145000 |
| 管理費計 | 145000 | | 145000 |
| 費用計 | 915000 | 0 | 915000 |
| 当期増減額 | 385200 | 0 | 385200 |
| 経理区分振替額 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 | 385200 | | 385200 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 50000 |
| 当期正味財産増減額 | | | 335200 |
| 設立時正味財産額 | | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 335200 |

平成31年度 活動予算書
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 (法人名称) 特定非営利活動法人地域の医療を明るくする会
 (単位: 円)

| 科目 | 特定非営利活動 に係る事業 | その他の事業 | 合計 |
|--------------|------------------|--------|----------|
| I 収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | | | |
| 活動会員受取会費 | | | |
| 賛助会員受取会費 | | | |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 1000000 | | 1000000 |
| 2. 事業収益 | | | |
| 医療用古紙リサイクル収益 | 600000 | | 600000 |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 100 | | 100 |
| 雑収益 | 100 | | 100 |
| 収益計 | 1600200 | 0 | 1600200 |
| II 費用 | | | |
| 1. 事業費 | | | |
| 会議費 | 530000 | | 530000 |
| 旅費交通費 | 50000 | | 50000 |
| 事務消耗品費 | 10000 | | 10000 |
| 印刷経費 | 190000 | | 190000 |
| 講演手数料 | 50000 | | 50000 |
| 雑費 | 50000 | | 50000 |
| 支払寄付 | 600000 | | 600000 |
| 事業費計 | 1480000 | 0 | 1480000 |
| 2. 管理費 | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | | | 0 |
| 人件費計 | 0 | | 0 |
| (2) その他経費 | | | |
| 通信費 | 100000 | | 100000 |
| 旅費交通費 | 20000 | | 20000 |
| 印刷経費 | 15000 | | 15000 |
| 雑費 | 10000 | | 10000 |
| その他経費計 | 145000 | | 145000 |
| 管理費計 | 145000 | | 145000 |
| 費用計 | 1625000 | 0 | 1625000 |
| 当期増減額 | △ 24800 | 0 | △ 24800 |
| 経理区分振替額 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期正味財産増減額 | △ 24800 | | △ 24800 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 90000 |
| 当期正味財産増減額 | | | △ 114800 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 335200 |
| 次期繰越正味財産額 | | | 220400 |